

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

平成26年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は20,912人である。このうち、当年開始人員は18,083人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,829人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が86.5%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が13.5%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりである。

開始人員総数は、平成14年以降ほぼ横ばいであったが、同19年からは減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成17年に減少し、同18年、19年と微増したものの、同20年以降再びおおむね減少傾向にある。また、少年院仮退院審理は、平成14年以降おおむね減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別	平成14年	15	16	17	18	19	20
人 総 数	23,040	23,117	24,131	22,773	22,837	22,455	21,323
人 仮釈放	17,173	17,452	18,665	17,916	18,085	18,128	17,403
人 仮出場	1	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	5,865	5,663	5,466	4,857	4,752	4,327	3,919
員 うち、短期	2,322	2,116	1,883	1,560	1,439	1,352	1,167
員 少年院退院	1	2	-	-	-	-	1
員 婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総 数	100	100	105	99	99	97	93
指 仮釈放	100	102	109	104	105	106	101
数 少年院仮退院	100	97	93	83	81	74	67
数 うち、短期	100	91	81	67	62	58	50

種 別	21	22	23	24	25	26	構成比(%)
人 総 数	20,556	20,080	19,703	19,787	18,981	18,083	100.0
人 仮釈放	16,557	16,184	16,094	16,310	15,594	14,967	82.8
人 仮出場	-	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	3,999	3,895	3,608	3,476	3,387	3,115	17.2
員 うち、短期	1,181	1,018	936	907	788	695	3.8
員 少年院退院	-	1	-	-	-	-	-
員 婦人補導院仮退院	-	-	1	1	-	1	0.0
指 総 数	89	87	86	86	82	78	...
指 仮釈放	96	94	94	95	91	87	...
数 少年院仮退院	68	66	62	59	58	53	...
数 うち、短期	51	44	40	39	34	30	...

（注）1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 少年院在院中の退院及び婦人補導院仮退院は、人員が僅少なため指数を省略した。

4 2表参照

(2) 審理の終結人員（2表参照）

平成26年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は18,135人であり、前年に比べ1072人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」

という。)を受けた人員は 17,225 人(終結人員総数の 95.0%), 許可しない旨の判断がされた人員は 907 人(同 5.0%), うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 655 人(同 3.6%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 1.4%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	18,135	17,225	252	655	3	1.4
	仮釈放	15,013	14,119	252	639	3	1.7
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,121	3,105	-	16	-	-
	うち、短期	714	713	-	1	-	-
	少年院退院	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	1	1	-	-	-	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	95.0	1.4	3.6	0.0	...
	仮釈放	100.0	94.0	1.7	4.3	0.0	...
	仮出場	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100.0	99.5	-	0.5	-	...
	うち、短期	100.0	99.9	-	0.1	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2表参照

(3) 許可決定人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は平成21年以降おおむね減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成21年	22	23	24	25	26	構成比(%)
人	総 数	18,943	18,645	18,679	18,469	18,158	17,225	100.0
	仮釈放	15,030	14,790	15,056	15,070	14,731	14,119	82.0
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,913	3,854	3,622	3,398	3,427	3,105	18.0
員	うち、短期	1,144	1,019	941	892	790	713	4.1
	少年院退院	-	1	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	1	1	-	1	0.0
	指 総 数	100	98	99	97	96	91	...
数	仮釈放	100	98	100	100	98	94	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100	98	93	87	88	79	...
	うち、短期	100	89	82	78	69	62	...

(注) 2表参照

(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成21年以降減少しており、平成26年は平成21年に比べ約63%減少している。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別	平成21年	22	23	24	25	26	構成比(%)
人 総 数	683	486	315	377	288	252	100.0
仮釈放	679	485	312	377	284	252	100.0
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	4	1	3	-	4	-	0.0
うち、短期	-	1	-	-	1	-	0.0
員 婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総 数	100	71	46	55	42	37	...
仮釈放	100	71	46	56	42	37	...
数 少年院仮退院	100	25	75	-	100	-	...

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。
平成26年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は1.4%（前年は1.5%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成21年	22	23	24	25	26
総 数	3.3	2.4	1.6	1.9	1.5	1.4
仮釈放	4.1	3.0	1.9	2.3	1.8	1.7
少年院仮退院	0.1	0.0	0.1	-	0.1	-
うち、短期	-	0.1	-	-	0.1	-

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況 (15表, 17表参照)

平成26年における仮釈放許可決定人員14,119人のうち、定期刑の執行を受けた者は14,085人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別を示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.9%（前年は98.7%）となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 総 数	14,085	4	147	2,611	6,642	4,681
1年以内	1,148	-	8	140	624	376
2年以内	5,016	1	60	1,196	2,561	1,198
3年以内	4,407	2	53	843	2,066	1,443
員 5年以内	2,472	1	25	375	1,080	991
5年を超える	1,042	-	1	57	311	673
構 総 数	100.0	0.0	1.0	18.5	47.2	33.2
成 1年以内	100.0	-	0.7	12.2	54.4	32.8
比 2年以内	100.0	0.0	1.2	23.8	51.1	23.9
(3年以内	100.0	0.0	1.2	19.1	46.9	32.7
% 5年以内	100.0	0.0	1.0	15.2	43.7	40.1
5年を超える	100.0	-	0.1	5.5	29.8	64.6

(注) 15表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成21年	22	23	24	25	26
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
60～69%	2.2	2.2	1.8	1.5	1.3	1.0
70～79%	22.9	24.2	22.0	21.4	19.7	18.5
80～89%	45.8	45.5	46.8	47.0	47.7	47.2
90%以上	29.0	28.2	29.3	30.0	31.3	33.2

(注) 15表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年 以内	12年 以内	13年 以内	14年 以内	15年 以内	16年 以内	17年 以内	18年 以内	20年 以内	20年を 超える
平成21年	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
22	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7
23	10	1	-	-	-	-	-	-	1	2	6
24	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
25	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
26	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理 (19表参照)

平成26年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は580人(前年は671人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が496人(同550人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が84人(同121人)である。

審理を再開した人員は566人(前年は652人)、審理を再開しなかった人員は10人(同12人)であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は3人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は293人、許可しない旨の判断がされた人員は276人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結 (21表参照)

平成26年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の可否等について審理するもの)の開始人員総数は1,991人(前年は1,978人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが666人(開始人員総数の33.5%)、保護観察停止が253人(同12.7%)、保護観察停止解除が112人(同5.6%)、戻し収容が9人(同0.5%)、少年院仮退院中の退院が675人(同33.9%)、保護観察仮解除が267人(同13.4%)となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成21年	22	23	24	25	26
人 員	総 数	2,332	2,162	2,139	2,183	1,978	1,991
	仮釈放取消し	677	639	642	705	671	666
	保護観察停止	241	220	248	272	244	253
	保護観察停止解除	127	97	95	102	104	112
	保護観察停止取消し	-	-	2	-	-	1
	不定期刑終了	-	-	-	1	-	1
	戻し収容	37	19	25	31	19	9
	退 院	815	790	789	733	637	675
	保護観察仮解除	411	377	322	325	289	267
	保護観察仮解除取消し	24	20	16	14	14	7
指 数	総 数	100	93	92	94	85	85
	仮釈放取消し	100	94	95	104	99	98
	保護観察停止	100	91	103	113	101	105
	保護観察停止解除	100	76	75	80	82	88
	戻し収容	100	51	68	84	51	24
	退 院	100	97	97	90	78	83
	保護観察仮解除	100	92	78	79	70	65
	保護観察仮解除取消し	100	83	67	58	58	29

(注) 1 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

2 21表参照

また、平成26年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は1,980人であり、前年に比べ0.6%（12人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが1,917人（終結人員総数の96.8%）、理由なしとしたものが56人（同2.8%）、その他（申出の取下げ等）が4人（同0.2%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

平成26年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は79,647人であり、このうち、当年開始人員は39,995人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は39,652人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は19,599人（開始人員の49.0%）、2号観察（少年院仮退院者）は3,122人（同7.8%）、3号観察（仮釈放者）は13,925人（同34.8%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,348人（同8.4%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は1人となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は2,871人（1号観察開始人員の14.6%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は6,701人（同開始人員の34.2%）となっている。

開始人員総数は平成15年から減少傾向にあり、同26年は前年に比べ5.0%（2,122人）減少している。

なお、平成26年における交通短期を除く開始人員33,294人における女子の比率は、11.6%（3,862人）であり、近年10%前後で推移している。

第10表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成14年	15	16	17	18	19	20	21
人 員	総 数	75,197	70,949	68,194	62,562	58,841	54,878	50,717	48,488
	1号観察	48,643	44,207	40,817	36,260	33,576	30,554	27,169	26,094
	うち、短期	4,783	4,654	4,575	4,271	3,929	3,910	3,662	3,665
	うち、交通短期	23,334	20,435	18,560	15,916	14,101	12,706	10,455	9,908
	2号観察	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869
	うち、短期	2,251	2,117	1,907	1,547	1,433	1,351	1,174	1,127
	3号観察	15,318	15,784	16,690	16,420	16,081	15,832	15,840	14,854
	4号観察	5,388	5,371	5,251	4,996	4,473	4,148	3,714	3,671
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総 数	100	94	91	83	78	73	67	64
	1号観察	100	91	84	75	69	63	56	54
	うち、短期	100	97	96	89	82	82	77	77
	うち、交通短期	100	88	80	68	60	54	45	42
	2号観察	100	96	93	84	81	74	68	66
	うち、短期	100	94	85	69	64	60	52	50
	3号観察	100	103	109	107	105	103	103	97
	4号観察	100	100	97	93	83	77	69	68

種 別		平成22年	23	24	25	26	構成比 (%)	男	女
人	総 数	47,562	45,199	44,056	42,117	39,995	100.0	29,432	3,862
	1号観察	25,525	23,580	22,557	20,811	19,599	49.0	11,433	1,465
	うち、短期	3,668	3,595	3,295	2,995	2,871	7.2	2,497	374
	うち、交通短期	9,485	8,276	7,809	7,327	6,701	16.8	...	...
	2号観察	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	7.8	2,852	270
	うち、短期	1,017	903	896	757	697	1.7	667	30
	3号観察	14,472	14,620	14,700	14,623	13,925	34.8	12,308	1,617
	4号観察	3,682	3,398	3,376	3,255	3,348	8.4	2,839	509
員	5号観察	-	-	2	-	1	0.0	...	1
	総 数	63	60	59	56	53	...	...	...
	1号観察	52	48	46	43	40	...	...	...
	うち、短期	77	75	69	63	60	...	...	...
	うち、交通短期	41	35	33	31	29	...	...	...
	2号観察	66	62	58	59	53	...	...	...
	うち、短期	45	40	40	34	31	...	...	...
	3号観察	94	95	96	95	91	...	...	...
数	4号観察	68	63	63	60	62	...	...	...

(注) 1 平成26年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24表参照)

平成26年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	33,293	12,898	7,346	2,681	2,871	3,122	2,425	676	21	13,925	3,348
来日外国人	622	113	70	26	17	30	23	6	1	466	13
来日外国人の割合(%)	1.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.6%	1.0%	0.9%	0.9%	4.8%	3.3%	0.4%

(注) 24表参照

(3) 罪名・非行名 (8～11表参照)

平成26年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察から4号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1号観察及び2号観察では傷害、道路交通法違反、3号観察では覚せい剤取締法、詐欺、4号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっている。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	12,898	100.0	(100.0)	3,122	100.0	(100.0)	13,925	100.0	(100.0)	3,348	100.0	(100.0)
刑法犯	10,286	79.7	(82.0)	2,706	86.7	(86.6)	9,097	65.3	(65.5)	2,540	75.9	(74.8)
強制わいせつ・強姦	217	1.7	(1.5)	162	5.2	(4.9)	434	3.1	(2.9)	171	5.1	(5.9)
殺人	1	0.0	(0.0)	18	0.6	(0.4)	205	1.5	(1.6)	31	0.9	(1.0)
傷害	2,422	18.8	(20.5)	716	22.9	(21.1)	575	4.1	(4.1)	339	10.1	(10.7)
業務上過失致死傷	845	6.6	(6.4)	51	1.6	(1.7)	335	2.4	(2.6)	93	2.8	(2.6)
窃盗	4,905	38.0	(38.3)	1,092	35.0	(38.4)	4,755	34.1	(34.0)	1,230	36.7	(34.5)
強盗	95	0.7	(0.8)	199	6.4	(7.1)	579	4.2	(4.8)	61	1.8	(1.7)
詐欺	193	1.5	(1.3)	156	5.0	(3.2)	1,248	9.0	(8.1)	159	4.7	(4.3)
恐喝	343	2.7	(2.9)	134	4.3	(4.4)	141	1.0	(1.0)	43	1.3	(1.8)
暴力行為等処罰に関する法律	121	0.9	(0.9)	26	0.8	(0.4)	22	0.2	(0.3)	25	0.7	(0.9)
その他	1,144	8.9	(9.4)	152	4.9	(4.9)	803	5.8	(6.1)	388	11.6	(11.4)
特別法犯	2,512	19.5	(17.2)	313	10.0	(10.6)	4,828	34.7	(34.5)	808	24.1	(25.2)
覚せい剤取締法	33	0.3	(0.2)	66	2.1	(2.3)	3,886	27.9	(27.5)	422	12.6	(14.3)
道路交通法	1,893	14.7	(12.9)	205	6.6	(6.5)	425	3.1	(3.2)	172	5.1	(4.9)
毒物及び劇物取締法	7	0.1	(0.2)	3	0.1	(0.5)	41	0.3	(0.3)	6	0.2	(0.4)
その他	579	4.5	(3.9)	39	1.2	(1.3)	476	3.4	(3.5)	208	6.2	(5.6)
ぐ犯	100	0.8	(0.8)	91	2.9	(2.5)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	12	0.4	(0.3)	...	...	...	...	...	...

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表参照

(4) 保護観察期間 (12表参照)

平成26年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、4号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。また、1号観察は、原則として保護観察処分の日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察の次に保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため、保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置が採られることがある(第16表以下を参照)。

第13表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人 員	総 数	33,293	484	5,179	6,129	3,018	5,569	4,661	4,091	3,201	954	7	
	1号観察	12,898	-	-	-	-	4,609	2,616	2,545	2,199	929	...	
	2号観察	3,122	42	131	587	447	617	614	393	266	25	...	
	長 期	2,425	42	129	565	324	477	442	282	152	12	...	
		短 期	697	-	2	22	123	140	172	111	114	13	...
	3号観察	13,925	442	5,048	5,542	2,571	283	27	3	2	-	7	
	入 所 度 数	初 度	7,712	165	1,664	3,298	2,285	267	27	2	2	-	2
		2 度	2,455	99	1,268	923	155	8	-	-	-	-	2
		3 度	1,367	51	673	569	68	4	-	-	-	-	2
		4度以上	2,386	127	1,442	750	61	4	-	1	-	-	1
		不 詳	5	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-
	4号観察	3,348	-	-	-	-	60	1,404	1,150	734	...	...	
構 成 比 (%)	総 数	100.0	1.5	15.6	18.4	9.1	16.7	14.0	12.3	9.6	2.9	0.0	
	1号観察	100.0	-	-	-	-	35.7	20.3	19.7	17.0	7.2	...	
	2号観察	100.0	1.3	4.2	18.8	14.3	19.8	19.7	12.6	8.5	0.8	...	
	長 期	100.0	1.7	5.3	23.3	13.4	19.7	18.2	11.6	6.3	0.5	...	
		短 期	100.0	-	0.3	3.2	17.6	20.1	24.7	15.9	16.4	1.9	...
	3号観察	100.0	3.2	36.3	39.8	18.5	2.0	0.2	0.0	0.0	-	0.1	
	入 所 度 数	初 度	100.0	2.1	21.6	42.8	29.6	3.5	0.4	0.0	0.0	-	0.0
		2 度	100.0	4.0	51.6	37.6	6.3	0.3	-	-	-	-	0.1
		3 度	100.0	3.7	49.2	41.6	5.0	0.3	-	-	-	-	0.1
		4度以上	100.0	5.3	60.4	31.4	2.6	0.2	-	0.0	-	-	0.0
		4号観察	100.0	-	-	-	-	1.8	41.9	34.3	21.9	...	...

(注) 1 3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

(5) 年齢 (20表参照)

平成26年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第14表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は16・17歳で40.0%（前年は39.2%）、2号観察は18・19歳で39.8%（前年は37.6%）、3号観察は40～49歳で28.7%（前年は28.6%）、4号観察は20～29歳で30.2%（前年は30.6%）となっている。

第14表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	12,898	100.0	(100.0)	3,122	100.0	(100.0)
15歳以下	3,128	24.3	(26.3)	284	9.1	(8.8)
16・17歳	5,161	40.0	(39.2)	1,019	32.6	(34.0)
18・19歳	4,609	35.7	(34.5)	1,241	39.8	(37.6)
20歳以上	-	-	(-)	578	18.5	(19.5)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	13,925	100.0	(100.0)	3,348	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	12	0.4	(0.2)
20～29歳	1,887	13.6	(14.2)	1,011	30.2	(30.6)
30～39歳	3,821	27.4	(28.5)	768	22.9	(24.7)
40～49歳	3,994	28.7	(28.6)	682	20.4	(20.3)
50～59歳	2,270	16.3	(15.6)	423	12.6	(11.5)
60歳以上	1,953	14.0	(13.1)	452	13.5	(12.8)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7表、26表参照）

平成26年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は41,655人である。種別ごとに見ると、1号観察が20,785人（終了人員総数の49.9%）、2号観察が3,312人（同8.0%）、3号観察が14,173人（同34.0%）、4号観察が3,384人（同8.1%）、5号観察が1人である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は7,003人（1号観察終了人員の33.7%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成14年	15	16	17	18	19	20
人 員	総 数	75,112	73,667	71,431	66,493	62,505	58,535	54,273
	1号観察	49,418	46,969	43,692	38,899	35,766	32,641	29,370
	うち、短期	4,818	4,729	4,728	4,447	4,135	3,835	3,878
	うち、交通短期	23,849	21,583	19,433	16,627	14,878	13,356	11,318
	2号観察	5,620	5,731	5,876	5,540	5,135	4,648	4,138
	うち、短期	2,280	2,242	2,192	2,025	1,687	1,464	1,258
	3号観察	14,697	15,576	16,539	16,793	16,496	16,430	16,054
	4号観察	5,377	5,391	5,324	5,261	5,108	4,816	4,711
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	100	98	95	89	83	78	72
指 数	1号観察	100	95	88	79	72	66	59
	うち、短期	100	98	98	92	86	80	80
	うち、交通短期	100	90	81	70	62	56	47
	2号観察	100	102	105	99	91	83	74
	うち、短期	100	98	96	89	74	64	55
	3号観察	100	106	113	114	112	112	109
	4号観察	100	100	99	98	95	90	88
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成21年	22	23	24	25	26	構成比(%)
人 員	総 数	50,928	48,715	47,293	46,012	43,306	41,655	100.0
	1号観察	26,928	26,090	24,969	23,678	21,680	20,785	49.9
	うち、短期	3,726	3,572	3,595	3,542	3,168	2,929	7.0
	うち、交通短期	9,818	9,538	8,902	8,064	7,347	7,003	16.8
	2号観察	4,060	4,020	3,882	3,681	3,354	3,312	8.0
	うち、短期	1,287	1,212	1,027	972	858	827	2.0
	3号観察	15,364	14,481	14,599	14,948	14,751	14,173	34.0
	4号観察	4,576	4,124	3,843	3,703	3,521	3,384	8.1
	5号観察	-	-	-	2	-	1	0.0
	指 数	68	65	63	61	58	55	...
指 数	1号観察	54	53	51	48	44	42	...
	うち、短期	77	74	75	74	66	61	...
	うち、交通短期	41	40	37	34	31	29	...
	2号観察	72	72	69	65	60	59	...
	うち、短期	56	53	45	43	38	36	...
	3号観察	105	99	99	102	100	96	...
	4号観察	85	77	71	69	65	63	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	...

（注） 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表、26表参照）

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

平成26年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は7,003人であり、そのうち6,954人（99.3%）が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法に

より、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者13,782人の終了事由別内訳は、期間満了が1,305人（交通短期を除く1号観察終了者の9.5%）、解除が10,567人（同76.7%）、保護処分取消しが1,884人（同13.7%）、その他（死亡等）が26人（同0.2%）である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人 員	平成21年	17,110	1,618	12,775	2,694	23
	22	16,552	1,413	12,763	2,348	28
	23	16,067	1,343	12,387	2,314	23
	24	15,614	1,399	11,796	2,399	20
	25	14,333	1,189	11,003	2,115	26
	26	13,782	1,305	10,567	1,884	26
指 数	平成21年	100	100	100	100	100
	22	97	87	100	87	122
	23	94	83	97	86	100
	24	91	86	92	89	87
	25	84	73	86	79	113
	26	81	81	83	70	113
構 成 比 (%)	平成21年	100.0	9.5	74.7	15.7	0.1
	22	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2

（注） 26表参照

イ 2号観察

平成26年における2号観察終了者3,312人の終了事由別内訳は、期間満了が2,165人（2号観察終了者の65.4%）、退院が639人（同19.3%）、戻し収容が6人（同0.2%）、保護処分取消しが493人（同14.9%）、その他（死亡等）が9人（同0.3%）である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成21年	4,060	2,565	812	25	648	10
	22	4,020	2,590	784	16	618	12
	23	3,882	2,549	773	15	535	10
	24	3,681	2,309	715	21	628	8
	25	3,354	2,189	625	15	519	6
	26	3,312	2,165	639	6	493	9
指 数	平成21年	100	100	100	100	100	100
	22	99	101	97	64	95	120
	23	96	99	95	60	83	100
	24	91	90	88	84	97	80
	25	83	85	77	60	80	60
	26	82	84	79	24	76	90
構 成 比 (%)	平成21年	100.0	63.2	20.0	0.6	16.0	0.2
	22	100.0	64.4	19.5	0.4	15.4	0.3
	23	100.0	65.7	19.9	0.4	13.8	0.3
	24	100.0	62.7	19.4	0.6	17.1	0.2
	25	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2
	26	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3

(注) 26表参照

2号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,485	100.0	792	100.0	35	100.0
期間満了	1,760	70.8	391	49.4	14	40.0
退 院	361	14.5	261	33.0	17	48.6
戻し収容	4	0.2	2	0.3	-	-
保護処分取消し	353	14.2	136	17.2	4	11.4
その他	7	0.3	2	0.3	-	-

(注) 26表参照

ウ 3号観察

平成26年における3号観察終了者14,173人の終了事由別内訳は、期間満了が13,473人(3号観察終了者の95.1%)、不定期刑終了が1人、仮釈放取消しが651人(同4.6%)、停止中時効完成が6人(同0.0%)、その他(死亡、恩赦等)が42人(同0.3%)である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成21年	15,364	14,645	-	656	22	41
	22	14,481	13,814	-	609	15	43
	23	14,599	13,918	-	619	7	55
	24	14,948	14,215	1	674	14	44
	25	14,751	14,053	-	646	6	46
	26	14,173	13,473	1	651	6	42
指 数	平成21年	100	100	-	100	100	100
	22	94	94	-	93	68	105
	23	95	95	-	94	32	134
	24	97	97	-	103	64	107
	25	96	96	-	98	27	112
	26	92	92	-	99	27	102
構 成 比 (%) (%)	平成21年	100.0	95.3	-	4.3	0.1	0.3
	22	100.0	95.4	-	4.2	0.1	0.3
	23	100.0	95.3	-	4.2	0.0	0.4
	24	100.0	95.1	0.0	4.5	0.1	0.3
	25	100.0	95.3	-	4.4	0.0	0.3
	26	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3

(注) 26表参照

エ 4号観察

平成26年における4号観察終了者3,384人の終了事由別内訳は、期間満了が2,403人(4号観察終了者の71.0%)、刑の執行猶予の言渡しの取消しが846人(同25.0%)、その他(死亡等)が135人(同4.0%)である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成26年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した846人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが760人(刑の執行猶予取消しによる終了人員の89.8%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が74人(8.7%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが12人(1.4%)である。

第20表 4号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成21年	4,576	3,220	1,217	139
	22	4,124	2,931	1,040	153
	23	3,843	2,717	1,012	114
	24	3,703	2,526	1,049	128
	25	3,521	2,577	829	115
	26	3,384	2,403	846	135
指 数	平成21年	100	100	100	100
	22	90	91	85	110
	23	84	84	83	82
	24	81	78	86	92
	25	77	80	68	83
	26	74	75	70	97
構 成 比 (%) (%)	平成21年	100.0	70.4	26.6	3.0
	22	100.0	71.1	25.2	3.7
	23	100.0	70.7	26.3	3.0
	24	100.0	68.2	28.3	3.5
	25	100.0	73.2	23.5	3.3
	26	100.0	71.0	25.0	4.0

(注) 26表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成14年	15	16	17	18	19	20
人 員	総 数	69,601	66,816	63,534	59,540	55,816	52,133	48,546
	1号観察	38,454	35,650	32,742	30,059	27,821	25,718	23,498
	うち、短期	3,071	2,988	2,828	2,649	2,439	2,508	2,294
	うち、交通短期	8,363	7,210	6,336	5,621	4,841	4,197	3,335
	2号観察	7,608	7,450	7,009	6,353	5,919	5,607	5,455
	うち、短期	3,322	3,201	2,920	2,437	2,184	2,068	1,998
	3号観察	7,749	7,949	8,096	7,715	7,304	6,701	6,489
	4号観察	15,790	15,767	15,687	15,413	14,772	14,107	13,104
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	100	96	91	86	80	75	70
指 数	1号観察	100	93	85	78	72	67	61
	うち、短期	100	97	92	86	79	82	75
	うち、交通短期	100	86	76	67	58	50	40
	2号観察	100	98	92	84	78	74	72
	うち、短期	100	96	88	73	66	62	60
	3号観察	100	103	104	100	94	86	84
	4号観察	100	100	99	98	94	89	83
種 別		平成21年	22	23	24	25	26	構成比(%)
人 員	総 数	46,089	44,906	42,803	40,837	39,652	37,990	100.0
	1号観察	22,645	22,061	20,662	19,533	18,663	17,480	46.0
	うち、短期	2,225	2,318	2,278	2,029	1,855	1,797	4.7
	うち、交通短期	3,428	3,373	2,745	2,492	2,470	2,168	5.7
	2号観察	5,259	5,117	4,835	4,573	4,645	4,454	11.7
	うち、短期	1,838	1,641	1,521	1,445	1,343	1,211	3.2
	3号観察	5,981	5,967	5,988	5,740	5,614	5,364	14.1
	4号観察	12,204	11,761	11,318	10,991	10,730	10,692	28.1
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	66	65	61	59	57	55	...
指 数	1号観察	59	57	54	51	49	45	...
	うち、短期	72	75	74	66	60	59	...
	うち、交通短期	41	40	33	30	30	26	...
	2号観察	69	67	64	60	61	59	...
	うち、短期	55	49	46	43	40	36	...
	3号観察	77	77	77	74	72	69	...
	4号観察	77	74	72	70	68	68	...

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成26年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定め、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続

するためである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第22表 平成26年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	37,990	-4.2	36,602	2	244	445	697
	1号観 察	17,480	-6.3	17,142	2	...	117	219
	2号観 察	4,454	-4.1	4,305	...	...	42	107
	3号観 察	5,364	-4.5	5,133	...	...	157	74
	4号観 察	10,692	-0.4	10,022	...	244	129	297
構 成 比 (%)	総 数	100.0	...	96.3	0.0	0.6	1.2	1.8
	1号観 察	100.0	...	98.1	0.0	...	0.7	1.3
	2号観 察	100.0	...	96.7	...	...	0.9	2.4
	3号観 察	100.0	...	95.7	...	...	2.9	1.4
	4号観 察	100.0	...	93.7	...	2.3	1.2	2.8

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行 (31表, 43表参照)

平成26年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が29.1%（前年は27.4%）、2号観察が20.8%（同21.2%）、1号観察が16.4%（同17.6%）、3号観察が0.3%（同0.4%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が49.5%、再び1号観察に付された者が41.3%、罰金に処せられた者が4.9%、2号観察では再び少年院に送致された者が65.8%、1号観察に付された者が27.3%、3号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が11.1%、罰金に処せられた者が36.1%、4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が76.8%、罰金に処せられた者が13.3%となっている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰金	拘留 ・ 科料	起訴 猶予	その他	
				実刑	猶予							
人 員	総 数	34,651	3,976	794	87	1,575	1,124	279	4	107	6	11.5
	1号観 察	13,782	2,266	23	58	1,122	936	110	-	11	6	16.4
	2号観 察	3,312	688	10	12	453	188	25	-	-	-	20.8
	3号観 察	14,173	36	4	-	-	-	13	2	17	-	0.3
	4号観 察	3,384	986	757	17	-	-	131	2	79	-	29.1
構 成 比 (%)	総 数	...	100.0	20.0	2.2	39.6	28.3	7.0	0.1	2.7	0.2	...
	1号観 察	...	100.0	1.0	2.6	49.5	41.3	4.9	-	0.5	0.3	...
	2号観 察	...	100.0	1.5	1.7	65.8	27.3	3.6	-	-	-	...
	3号観 察	...	100.0	11.1	-	-	-	36.1	5.6	47.2	-	...
	4号観 察	...	100.0	76.8	1.7	-	-	13.3	0.2	8.0	-	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 43表参照

平成26年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、暴力行為等処罰に関する法律（21.4%）、恐喝（20.8%）、2号観察では、窃盗（27.2%）、ぐ犯（23.9%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、終了者の22.4%（757人）が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。4号観察開始時の罪名別では、毒物及び劇物取締法（37.5%）、窃盗（36.4%）が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	13,782	16.4	3,312	20.8	14,173	0.3	3,384	29.1
刑法犯	11,283	17.5	2,862	21.6	9,252	0.3	2,549	29.3
強制わいせつ・強姦	207	8.7	150	14.0	415	0.2	150	23.3
殺人	3	-	21	4.8	225	1.3	34	2.9
傷害	2,804	15.6	699	19.7	577	0.2	343	28.3
業務上過失致死傷	887	6.1	50	8.0	370	-	111	11.7
窃盗	5,297	20.7	1,276	27.2	4,826	0.2	1,168	36.4
強盗	116	16.4	218	14.7	657	0.5	83	20.5
詐欺	178	18.5	101	12.9	1,175	0.3	177	25.4
恐喝	438	20.8	179	22.9	145	0.7	84	32.1
暴力行為等処罰に関する法律	112	21.4	19	5.3	27	-	24	8.3
その他	1,241	16.1	149	12.8	835	0.2	375	22.9
特別法犯	2,364	11.3	367	14.4	4,921	0.2	835	28.5
覚せい剤取締法	31	3.2	73	5.5	3,938	0.3	453	34.9
道路交通法	1,779	11.3	230	17.0	450	-	184	15.8
毒物及び劇物取締法	22	18.2	10	20.0	44	-	16	37.5
その他	532	11.5	54	14.8	489	-	182	24.7
ぐ犯	135	18.5	71	23.9	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	12	8.3	...	...	...	...

（注）1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31表、43表参照

5 生活環境の調整の実施状況（51～53表参照）

平成26年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は53,167人であり、前年に比べ2,045人（3.7%）減少している。内訳を見ると、受刑者が48,831人で1,636人（3.2%）減少し、少年院在院者は4,335人で410人（8.6%）減少し、婦人補導院在院者は1人（前年は0人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は55,001人であり、前年に比べ1,456人（2.6%）減少している。内訳を見ると、受刑者が50,361人で前年に比べ1,112人（2.2%）減少し、少年院在院者は4,639人で前年に比べ345人（6.9%）減少している。婦人補導院在院者は1人（前年は0人）である。

また、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行が3人であり、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が65人、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が250人である。

第25表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 了	短期又は 長期処遇 に移行	
総 数	59,988	53,170	53,117	50	3	55,004	55,001	3	58,154
受 刑 者	56,859	48,831	48,786	45	...	50,361	50,361	...	55,329
少年院・婦人補導院在院者	3,129	4,339	4,331	5	3	4,643	4,640	3	2,825

(注) 51～53表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員 (54表参照)

平成26年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は10,732人であり、前年に比べ621人(5.5%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が7,147人(前年比487人(6.4%)減)、刑の執行猶予が1,313人(同11人(0.8%)減)、起訴猶予が1,569人(同31人(2.0%)増)、罰金・科料504人(同113人(18.3%)減)、労役場出場者・仮出場者が156人(同50人(24.3%)減)、少年院退院者・仮退院者が42人(同8人(23.5%)増)となっている。

(2) 自庁保護の実施状況 (55表参照)

最近6年間の自庁保護実施人員の推移は、第26表のとおりである。

平成26年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は14,763人であり、前年に比べ918人(5.9%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が6,179人(実施人員総数の41.9%)で前年に比べ58人(0.9%)減少しており、更生緊急保護が8,584人(実施人員総数の58.1%)で前年に比べ860人(9.1%)減少している。

第26表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成21年	22	23	24	25	26	構成比(%)
人員							
総 数	18,352	18,788	17,213	16,674	15,681	14,763	100.0
補導援護・応急の救護	5,513	6,113	6,209	6,378	6,237	6,179	41.9
更生緊急保護	12,839	12,675	11,004	10,296	9,444	8,584	58.1
指数							
総 数	100	102	94	91	85	80	...
補導援護・応急の救護	100	111	113	116	113	112	...
更生緊急保護	100	99	86	80	74	67	...

(注) 1 1人について2以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 55表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が29人(前年比12人(70.6%)増)、食事給与が1,068人(同114人(9.6%)減)、衣料給与が1,418人(同31人(2.2%)増)、医療援助が49人(同22人(81.5%)増)、旅費給与が851人(同232人(21.4%)減)となっている。

なお、同一人に対する2以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況 (56表, 62表, 64表参照)

最近6年間の委託保護実施人員の推移は、第27表のとおりである。

平成26年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)の実施人員の総数は11,391人であり、前年に比べ150人(1.3%)増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,972人(総数の17.3%)であり、平成26年

に新たに開始した人員は9,419人（同82.7％）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,119人、それ以外への委託が1,300人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,830人、更生緊急保護が3,289人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が375人、更生緊急保護が925人である。

また、平成26年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は9,389人で、前年に比べ120人（1.3％）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,129人、それ以外への委託が1,260人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,792人、更生緊急保護が3,337人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が370人、更生緊急保護が890人である。

第27表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成21年	22	23	24	25	26	構成比(%)
人員							
総 数	9,432	9,532	10,665	11,721	11,241	11,391	100.0
補導援護・応急の救護	5,439	5,322	5,720	6,444	6,434	6,482	56.9
更生緊急保護	3,993	4,210	4,945	5,277	4,807	4,909	43.1
指数							
総 数	100	101	113	124	119	121	...
補導援護・応急の救護	100	98	105	118	118	119	...
更生緊急保護	100	105	124	132	120	123	...

（注） 56表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）4,226人の区分別の宿泊保護日数は、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人員								
総 数	4,226	467	255	471	349	579	557	1,548
刑の執行終了者	2,608	278	154	183	211	371	384	1,027
刑の執行猶予者	608	76	44	214	40	53	48	133
起訴猶予者	707	83	43	55	72	120	72	262
罰金受刑者・科料受刑者	199	20	11	14	21	19	33	81
労役場出場者・仮出場者	57	7	2	3	1	10	11	23
少年院退院者・仮退院者	47	3	1	2	4	6	9	22
構成比(%)								
総 数	100.0	11.1	6.0	11.1	8.3	13.7	13.2	36.6
刑の執行終了者	100.0	10.7	5.9	7.0	8.1	14.2	14.7	39.4
刑の執行猶予者	100.0	12.5	7.2	35.2	6.6	8.7	7.9	21.9
起訴猶予者	100.0	11.7	6.1	7.8	10.2	17.0	10.2	37.1
罰金受刑者・科料受刑者	100.0	10.1	5.5	7.0	10.6	9.5	16.6	40.7
労役場出場者・仮出場者	100.0	12.3	3.5	5.3	1.8	17.5	19.3	40.4
少年院退院者・仮退院者	100.0	6.4	2.1	4.3	8.5	12.8	19.1	46.8

（注） 64表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者4,226人の入所事由は第29表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の73.7％、次に、親族と同居を望まずが12.3％、親族が引受けを拒否が10.9％の順となっている。

第29表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総数	4,226	3,113	461	520	34	98
	刑の執行終了者	2,608	1,885	291	344	18	70
	刑の執行猶予者	608	445	68	69	9	17
	起訴猶予者	707	565	58	73	3	8
	罰金受刑者・科料受刑者	199	159	16	18	4	2
	労役場出場者・仮出場者	57	44	4	8	-	1
	少年院退院者・仮退院者	47	15	24	8	-	-
	構成比(%)	100.0	73.7	10.9	12.3	0.8	2.3
構 成 比 (%)	刑の執行終了者	100.0	72.3	11.2	13.2	0.7	2.7
	刑の執行猶予者	100.0	73.2	11.2	11.3	1.5	2.8
	起訴猶予者	100.0	79.9	8.2	10.3	0.4	1.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	79.9	8.0	9.0	2.0	1.0
	労役場出場者・仮出場者	100.0	77.2	7.0	14.0	-	1.8
	少年院退院者・仮退院者	100.0	31.9	51.1	17.0	-	-

(注) 62表参照

平成26年末現在委託保護中の人員の総数は2,002人で、前年に比べ30人(1.5%)増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が1,718人、それ以外への委託が284人となっている。また、更生保護施設委託(1,718人)のうち、補導援護・応急の救護が1,218人(構成比70.9%)、更生緊急保護が500人(同29.1%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況 (66～69表参照)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日から同26年末までの処理状況の推移は、第30表から第32表までのとおりである。

第30表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	131 (-)	75 (-)	56 (-)
18	378 (12)	359 (9)	75 (3)
19	449 (9)	432 (11)	92 (1)
20	398 (9)	410 (8)	80 (2)
21	315 (9)	330 (9)	65 (2)
22	389 (17)	382 (15)	72 (4)
23	431 (16)	413 (19)	90 (1)
24	375 (20)	403 (19)	62 (2)
25	396 (8)	387 (8)	71 (2)
26	367 (11)	368 (13)	70 (-)
累計	3,629 (111)	3,559 (111)	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 ()内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
累 計	2,292	1,522	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
累 計	1,723 <1228>	1,133 <720>	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
 3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

平成26年において、常時恩赦の受理人員総数は161人で、前年に比べ4人（2.4%）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が97人、新受人員が64人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが48人（前年57人）、刑事施設からが10人（前年14人）、検察庁からが6人（同5人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比、 (%)
総 数	161	-2.4	100.0
旧 受	97	9.0	60.2
新 受	64	-15.8	39.8
保護観察所	48	-15.8	29.8
刑事施設	10	-28.6	6.2
検察庁	6	20.0	3.7

（注） 1表参照

2 常時恩赦の既済人員（1表参照）

平成26年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は66人で、前年に比べると2人（2.9%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が36人（既済人員総数の54.5%）、恩赦不相当が24人（同36.4%）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	66	36	-	-	2	34	24	6
	保護観察所	56	35	-	-	2	33	19	2
	刑事施設	8	-	-	-	-	-	4	4
	検 察 庁	2	1	-	-	-	1	1	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	54.5	-	-	3.0	51.5	36.4	9.1
	保護観察所	100.0	62.5	-	-	3.6	58.9	33.9	3.6
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	50.0	50.0
	検 察 庁	100.0	50.0	-	-	-	50.0	50.0	-

（注） 1表参照